株主各位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号極東証券株式会社代表取締役会 菊池廣之

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月21日(火曜日)午後5時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月22日 (水曜日) 午前10時
- 2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 東京証券会館 9階会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第79期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連 結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第79期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

なお、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載し、ご提供いたしております。 (http://www.kyokuto-sec.co.jp)

事業報告

- 1. 新株予約権等に関する事項
- 2. 責任限定契約の内容の概要
- 3. 業務の適正を確保するための体制
- 4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 5. 会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結注記表

計算書類

個別注記表

以上

受付開始時刻は午前9時を予定しております。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。 (http://www.kyokuto-sec.co.jp)

<u>※株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産はとりやめとさせて</u> いただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

~ 定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について~

当社第79回定時株主総会を開催するにあたり、株主の皆さま及び役職員の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下のとおりご案内申しあげます。

株主の皆さまにおかれましては、あらかじめご了承いただくとともに、ご理解とご協力を 賜りますようお願い申しあげます。

- 1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当日までの健康状態にご留意いただくとともに、議決権の行使については事前に書面(郵送)又は電磁的方法(インターネット)の利用をご検討いただく等、ご無理のないようお願いいたします。特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の株主さま、基礎疾患がある株主さま、妊娠されている株主さま及び体調のすぐれない株主さまにおかれましては、感染回避の観点から株主総会へのご出席を見送ることをご検討いただくなど、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- 2. 議決権の行使は、ご出席いただく他に、事前に書面(郵送)又は電磁的方法(インターネット)によっても行使することができますので、ご利用の検討をお願いいたします。 詳細につきましては、次頁をご参照ください。
- 3. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主総会会場において間隔をあけた 座席配置といたしますので、座席数を大幅に削減しております。そのため、満席となり ました場合はご入場いただけない可能性がございます。
- 4. ご出席の株主さまで体調不良と見受けられる場合は、運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございます。また、入場をお控えいただく場合やご退出をお願いする場合もございます。
- 5. ご出席の株主さまにおかれましては、検温、マスクの着用やアルコール消毒の実施等、 新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力をお願いいたします。
- 6. 株主総会の議事について、例年よりも円滑な進行となる方法を検討しております。
- 7. 株主総会に出席する役員及び運営スタッフ等は、マスクを着用して対応させていただく 場合がございます。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により、株主総会の運営に関して 大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(http://www.kyokuto-sec.co.jp)



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に 出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同 封の議決権行使書用紙を会場受付へご 提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月22日 (水曜日) 午前10時



書面(郵送)で 議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対す る賛否をご表示のうえ、ご返送くださ

行使期限

2022年6月21日 (火曜日) 午後5時15分到着分まで



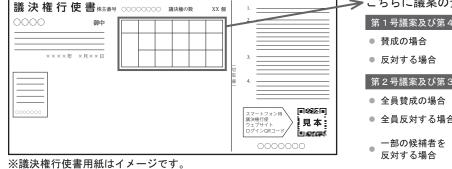
インターネットで 議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案に対す る賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月21日 (火曜日) 午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案及び第4号議案

- ≫ 「替 | の欄に○印
- ≫ 「否」の欄にO印

第2号議案及び第3号議案

- ≫ 「賛 | の欄にO印
- 全員反対する場合≫ 「否」の欄に○印

「替」の欄に〇印をし、 >> 反対する候補者の番号を

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議 決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行 われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行 使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

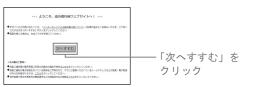
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷 移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120 - 652 - 031 (フリーダイヤル) (受付時間 午前9時~午後9時)

※機関投資家の皆さまは、株式会社IGJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 1. 提案の理由
 - (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行 定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
 - (2) 付則(上記(1) ④に記載するものを除く。) を全て削除するものであります。
 - (3) その他、語句の修正等所要の変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。また、提案の理由 (2) の削除の対象となる付則の記載を省略しております。)

現行定款変更

(目的)

- 第2条 当会社は、次の業務を営むことを目 的とする。
 - (1) 有価証券の売買、市場デリバティブ 取引又は外国市場デリバティブ取引
 - (2) 有価証券の売買、市場デリバティブ 取引<u>又は</u>外国市場デリバティブ取引の 媒介、取次ぎ又は代理
 - (3) 取引所金融商品市場における有価証券の売買<u>又は</u>市場デリバティブ取引および外国金融商品市場における有価証券の売買<u>又は</u>外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - (4) 店頭デリバティブ取引<u>又は</u>その媒介、取次ぎ若しくは代理
 - (5) (条文省略)
 - (6) 有価証券の募集又は私募
 - (7) (条文省略)
 - (8) 有価証券の募集<u>若しくは</u>売出しの取 扱い又は私募の取扱い
 - (9) 第1号から第8号までに掲げる行為 に関して、顧客から金銭<u>又は</u>金融商品 取引法第2条第1項各号に掲げる証券 若しくは証書の預託をうけること
 - (10) (条文省略)
 - (11) 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業その他金銭の貸付け<u>又は</u>金銭の貸借の媒介に係る業務

(目的)

第2条 当会社は、次の業務を営むことを目 的とする。

案

- (1) 有価証券の売買、市場デリバティブ 取引または外国市場デリバティブ取引
- (2) 有価証券の売買、市場デリバティブ 取引<u>または</u>外国市場デリバティブ取引 の媒介、取次ぎまたは代理
- (3)取引所金融商品市場における有価証券の売買<u>または</u>市場デリバティブ取引および外国金融商品市場における有価証券の売買<u>または</u>外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ<u>または</u>代理
- (4) 店頭デリバティブ取引<u>または</u>その媒介、取次ぎもしくは代理
- (5) (現行どおり)
- (6) 有価証券の募集または私募
- (7) (現行どおり)
- (8) 有価証券の募集<u>もしくは</u>売出しの取 扱いまたは私募の取扱い
- (9) 第1号から第8号までに掲げる行為 に関して、顧客から金銭<u>または</u>金融商 品取引法第2条第1項各号に掲げる証 券もしくは証書の預託をうけること
- (10) (現行どおり)
- (11) 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業その他金銭の貸付け<u>または</u>金銭の貸借の媒介に係る業務

現 行 定 款	変 更	案
(12) (条文省略) (13) <u>前各号の業務の他</u> 、金融商品取引法 その他の法律により第一種金融商品取 引業者および第二種金融商品取引業者 が営むことができる業務 (14) その他前各号に <u>付帯関連</u> する一切の 業務	他、金融商品取引 り第一種金融商品 種金融商品取引業 る業務) る行為または業務の 法その他の法律によ 品取引業者および第二 達者が営むことができ
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	例の表現(削	除)
(新 設)	いて、電子提供措置 2 当会社は、電子提 ち法務省令で定める について、議決権の	の内容である情報につきとるものとする。 共措置をとる事項のう ものの全部または一部 基準日までに書面交付 て交付する書面に記載

現	行	定	款	変	更	案
	(新	設)		正する法律(1条ただし書 の日である20 日」という) る。 2. 前項の規定 か月以内の日 会については 書類等のイン 供)はなお効 3. 本附則は、 日または前項	令和元年法律 きに規定する 022年9月1 から効力を にかかわらす を株主総会の 、定款第17条 /ターネット 力を有する。 施行日から6 の株主総会の	改正規定の施行

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【取締役候補者一覧】

候補者番 号		s り 氏	が な 名	現在の当社における 地 位 及 び 担 当	候補者属性
1	【再任】	*< 地 菊 池	ひろ ゆき 廣 之	代表取締役会長	
2	【再任】	菊 池	かず ひろ 一 広	代表取締役社長	
3	【再任】	ざ とう 藤	まさ ひろ 昌 弘	取締役専務執行役員 営業本部長	
4	【再任】	***	俊 三	取締役専務執行役員 企画管理本部長	
5	【再任】	堀 川	世次郎	社外取締役	社外取締役 独立役員
6	【再任】	お野	eti # 貞 雄	社外取締役	社外取締役 独立役員
7	【再任】	菅 谷	貴 子	社外取締役	社外取締役 独立役員

候補者番 号	め が な氏 名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数
1	きく ち ひろ ゆき 菊 池 廣 之 (1942年3月6日)	1964年4月 野村證券株式会社入社 1972年7月 当社入社 1972年11月 代表取締役副社長 1979年12月 代表取締役社長 2012年4月 代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 極東プロパティ株式会社代表取締役社長	981, 458株
	任し、強いリーダー した。同氏の豊富な	た理由) 代表取締役副社長、代表取締役社長及び代表取締シップで当社及びグループ会社の経営を長年担っ 経験や幅広い見識は、当社の持続的な企業価値向 き当社取締役として適任であると判断し、取締役	てまいりま]上のために
	** ち かず ひろ 菊 池 一 広 (1968年2月8日)	1990年4月 野村證券株式会社入社 1999年3月 当社入社 1999年6月 代表取締役副社長 2012年4月 代表取締役社長(現任)	967, 346株
2	知識及び指導力を生 した。同氏の経営者	た理由) 代表取締役副社長及び代表取締役社長を歴任し、 かし、当社及びグループ会社の事業拡大に貢献し としての経験や判断力は、当社の持続的な企業価 き続き当社取締役として適任であると判断し、取	てまいりま i値向上のた

候補者	が が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数		
3	で とう まき ひろ 後 藤 昌 弘 (1961年10月6日)	1985年4月 当社入社 2002年10月 営業本部大阪支店長 2008年3月 営業本部本店資産管理第二部長 2010年6月 執行役員営業本部本店資産管理第二部長 2011年4月 執行役員・営業本部副本部長兼営業統括部長 2012年6月 常務執行役員・営業本部副本部長兼営業統括部長 2014年6月 取締役常務執行役員・営業本部長兼営業統括部長 2016年6月 取締役専務執行役員・営業本部長 2016年6月 取締役専務執行役員・営業本部長 2016年6月 取締役専務執行役員・営業本部長	34, 900株		
	(取締役候補者とした理由) 後藤昌弘氏は、当社入社以来、営業部門に長く携わり、現在も取締役専務執行役員・営業本部長として営業部門を統括し、顧客基盤の拡大や預り資産の増加を推進してまいりました。同氏のこれまでの豊富な経験と知見を踏まえ、引き続き当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。				

候補者番 号	め が な氏 名(生年月日)	略歴、	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数	
4	かや ぬま しゅん ぞう 茅 沼 俊 三 (1957年8月4日)	1980年4月 2007年6月 2011年6月 2013年1月 2013年12月 2014年12月 2015年6月 2017年6月	東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所渉外広報 部長 株式会社東京証券取引所グループ 国際担当企画統括役 株式会社日本取引所グループ国際 担当企画統括役兼株式会社東京証 券取引所上場推進部企画統括役 当社入社 執行役員企画管理本部経理部担当 常務執行役員・企画管理本部長 取締役常務執行役員・企画管理 本部長 取締役専務執行役員・企画管理 本部長 取締役専務執行役員・企画管理 本部長 (現任)	16, 100株	
	(取締役候補者とした理由) 茅沼俊三氏は、株式会社日本取引所グループ出身であり、証券取引所の市場運営 に長く携わってまいりました。現在は、取締役専務執行役員・企画管理本部長と して企画管理部門を統括しております。同氏の市場運営に係る経験と知見を踏ま え、引き続き当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしまし た。				

候補者	が が な氏 名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数
5	堀 川 健次郎 (1942年8月5日) 社外 独立役員	1965年4月 株式会社日本経済新聞社入社 1996年3月 取締役東京本社編集局長 1998年3月 常務取締役名古屋支社代表 2000年3月 常務取締役編集・出版担当 2002年3月 株式会社QUICK代表取締役副社長 2004年3月 代表取締役社長 (代表取締役会長 2012年3月 特別顧問 2016年3月 参与(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任)	一株
	堀川健次郎氏は、株 として長く会社経営 経験と金融資本市場 して経営陣の職務執 機能強化を図ること たしました。また、	とした理由及び期待される役割の概要) 式会社日本経済新聞社及び株式会社QUICKにおい に携わってまいりました。同氏は企業経営者とし に関する知見を有しており、引き続き当該経験や 行に対する監督、助言等をいただくこと及び当社 が期待できるものと考えているため、社外取締役 同氏が選任された場合は、報酬委員会の委員とし 方針等について中立的な立場で関与いただく予定	ての豊富な 知見を生か 取締者者とい て役員報酬

候補者番 号	めがな名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数		
6	吉 野 貞 雄 (1944年6月19日) 社外 独立役員	1967年4月 東京証券取引所入所 1999年5月 常務理事 2001年11月 株式会社東京証券取引所常務取締役 2002年6月 代表取締役専務 2005年12月 日本証券決済株式会社顧問 2007年6月 平和不動産株式会社代表取締役専 務執行役員 2010年6月 代表取締役社長 社長執行役員 2013年6月 取締役相談役 2015年6月 相談役 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2017年7月 平和不動産株式会社顧問(現任)	一株		
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 吉野貞雄氏は、株式会社東京証券取引所及び平和不動産株式会社において、経営者として長く会社経営に携わるとともに、政府や関連団体の委員を務めるなど証券市場に密接に関係する業務を幅広く経験しております。同氏は企業経営者としての豊富な経験と金融資本市場に関する知見を有しており、引き続き当該経験や知見を生かして経営陣の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと及び当社取締役会の機能強化を図ることが期待できるものと考えているため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、報酬委員会の委員として役員報酬等の内容に係る決定方針等について中立的な立場で関与いただく予定です。				

候補者 番 号	s b s x x A 氏 名 (生年月日)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所有する 当 社 株式の数
7	菅 谷 貴 子 (1972年9月20日) 社外 独立役員	2002年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 山田秀雄法律事務所(現山田・尾 﨑法律事務所)入所(現任) 2007年6月 株式会社フェイス社外監査役(現 任) 2019年3月 ライオン株式会社社外取締役(現 任) 2020年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士(山田・尾﨑法律事務所) 株式会社フェイス社外監査役 ライオン株式会社社外取締役	一株
	菅谷貴子氏は、過去 経験はありませんが 他の会社の社外取締 経験や知見を生かし び当社取締役会の機 取締役候補者といた	とした理由及び期待される役割の概要) に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関 、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有すると。 役及び社外監査役としての経験を有しており、引き紀 て経営陣の職務執行に対する監督、助言等をいただい 能強化を図ることが期待できるものと考えているため しました。また、同氏が選任された場合は、報酬委員 の内容に係る決定方針等について中立的な立場で関	ともに、 続き当該 くこと及 め、社外 員会の委

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 堀川健次郎氏、吉野貞雄氏及び菅谷貴子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、堀川健次郎氏、吉野貞雄氏及び菅谷貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、本総会において各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 4. 当社は、独立社外取締役の選任基準を以下のとおり定めております。
 - ① 会社法で定める社外取締役の要件を満たしていること。
 - ② 東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと。
 - ③ 当社の取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保でき、取締役会への出席率が80%以上であること。
 - ④ 当社の社外取締役を務める期間が10年を超えないこと。

- ⑤ 他の会社の役員等との兼任が当社を含め5社以内であること。
- ⑥ 豊富な経験及び知識を有しており、経営全般について大局的な意見及び助言 を行うことができること。
- 5. 堀川健次郎氏、吉野貞雄氏及び菅谷貴子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって堀川健次郎氏が6年、吉野貞雄氏が6年、菅谷貴子氏が2年となります。
- 6. 当社は堀川健次郎氏、吉野貞雄氏及び菅谷貴子氏との間で、会社法第427条第 1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締 結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に 定める最低責任限度額としております。なお、本総会において各氏の再任が承 認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 7. 菅谷貴子氏の戸籍上の氏名は、田苗貴子であります。
- 8. 取締役会が取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続きについては、以下のとおりであります。

取締役候補者の指名については、人格識見に優れ、担当業務で実績を上げ、かつ企業経営に精通している人物を各部門のバランスに配慮しながら、代表取締役が取締役会に提案し、取締役会において協議のうえ決定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役津國伸郎氏は任期満了となり、監査役宮内誠 治氏は辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであり ます。

なお、監査役候補者金子弘之氏は、監査役宮内誠治氏の補欠として選任される ものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	s b s a 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数
*1	かね こ ひろ ゆき 金 子 弘 之 (1960年7月28日)	1985年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株 式会社新生銀行)入行 2004年10月 リコーリース株式会社入社 2006年5月 みずほインベスターズ証券株式会 社(現みずほ証券株式会社)入社 2006年11月 東京海上日動フィナンシャル生命 保険株式会社(現東京海上日動あ んしん生命保険株式会社)入社 経営管理部長 2013年5月 当社入社業務監査部長(現任)	一株
	以来、内部監査部門 の強化や内部統制の	た理由) にわたり金融機関における勤務経験があり、またに長く携わり、業務監査部長として内部部門の業充実を推進してまいりました。同氏のこれまでの職務の適切な遂行に資するものと判断し、監査役	務監査体制 経験と知見

候補者 番 号	が が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当 株式の数	
2	今 《 で の が ま が 神 國 伸 郎 (1954年7月21日) 社外 独立役員	1977年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 2004年4月 株式会社三井住友銀行執行役員大阪本店営業第二部長 2005年6月 執行役員・東日本第二法人営業本部長 2006年4月 執行役員兼株式会社三井住友員監査部長 2007年4月 執行役員兼株式会社三井住友」フィナンシャルグループ執行役員監査部長 2007年6月 2010年6月 2015年6月 空前の年代表取締役社長東室町商事株式会社長兼室町商事株式会社代表取締役社長東京勤産株式会社代表取締役社長表取締役社長東京勤産株式会社代表取締役社長担けの場合の状況といる。 2016年6月 2018年6月 当社社外監査役(現任) 日新商事株式会社社外取締役(監査等委員) (重要な兼職の状況)日新商事株式会社社外取締役(監査等委員)	1,700株	
(社外監査役候補者とした理由) 津國伸郎氏は、長年にわたり金融機関における勤務経験があり、また、経営者として長く会社経営に携わってまいりました。2018年6月に当社社外監査役に就任し、監査役会の実効性向上に貢献してまいりました。同氏のこれまでの豊富な経験と知見は、監査役としての職務の適切な遂行に資するものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。				

- (注)
- 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。 2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。 3. 津國伸郎氏は、社外監査役候補者であります。

- 4. 当社は、津國伸郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、 同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き 続き独立役員とする予定であります。
- 5. 津國伸郎氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在 任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
- 6. 金子弘之氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条 第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度と して同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり ます。
- 7. 当社は津國伸郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 8. 取締役会が監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続きについては、 以下のとおりであります。 監査役候補者の指名については、財務会計に関する知見、証券業界に関する知識、かつ企業経営に対する多様な視点についてのバランスを確保しながら、代表取締役が監査役会の同意を得たうえで取締役会に提案し、取締役会において協議のうえ決定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年6月22日開催の第78回定時株主総会において補欠監査役に選任された藤田博章氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

s p s x A 氏 名 (生年月日)	略 (重要な兼職の状況)	所有する 当 株式の数
藤田博章 (1940年5月25日) 社外 独立役員	1964年4月 日本レイヨン株式会社(現ユニチカ株式会社)入社	一株

(補欠の社外監査役候補者とした理由)

藤田博章氏は、株式会社フジタコーポレーションにおいて、経営者として長く会社経営に携わってまいりました。同氏の会社経営者としての豊富な経験と見識は、客観性や中立性を重視した監査役としての職務の適切な遂行に資するものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 藤田博章氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 藤田博章氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 藤田博章氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 4. 藤田博章氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

(ご参考)

当社取締役会は、経営戦略に照らして当社取締役会が必要とするスキルを「企業経営」、「金融商品取引業」、「営業」、「財務会計」、「法務・リスク管理」、「情報通信」及び「監査」としております。

第2号議案及び第3号議案の承認が得られた場合の取締役及び監査役のスキルを 一覧化したいわゆるスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

				各耳	対締役・監査	査役が有する	る知識・経験	食等	
	氏名	地位・担当(予定)	企業経営	金融商品 取引業	営業	財務会計	法務 リスク管理	情報通信	監査
1	菊池廣之	代表取締役会長	•	•					
2	菊池一広	代表取締役社長	•	•					
3	後藤昌弘	取締役専務執行役員 営業本部長		•	•				
4	茅沼俊三	取締役専務執行役員 企画管理本部長		•		•	•		
5	堀川健次郎	社外取締役 独立役員	•					•	
6	吉野貞雄	社外取締役 独立役員	•	•		•			
7	菅谷貴子	社外取締役 独立役員					•		•
8	安村和洋	常勤社外監査役		•					•
9	金子弘之	常勤監査役					•		•
10	津國伸郎	社外監査役					•		•

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度(以下「当期」という。)における国内外の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に端を発する供給制約と、その後の需要回復、労働市場のひっ迫などにより、インフレが世界中で加速しました。先進国では金融政策正常化に向けた動きが本格化し、米国では連邦準備制度理事会(FRB)による資産買入れの縮小につづき、利上げが開始されました。新興国では先進国に先駆けて政策金利の引き上げが相次ぎました。また、ロシアがウクライナに侵攻し、資源や穀物など一段の物価上昇をもたらしました。

株式市場では、日経平均株価は首相交代による政策期待や新型コロナウイルス感染症新規感染者のピークアウトを受けて9月14日に30,795円の高値を付けました。その後は世界景気の回復鈍化懸念や中国不動産大手の経営危機問題などから上値を切り下げる展開となりました。2022年1月以降は、米国が早期に大幅利上げや量的引締めへ転じるとの懸念や、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う不透明感から、日経平均株価は3月9日には24,681円の安値を付けましたが、期末にかけては値を戻し、当期末は前期末比4.7%安の27,821円で終えました。一方、米国株はインフレ加速や金利上昇を懸念しつつもじり高となり、NYダウ平均株価は1月5日に36,952ドルの高値を付けました。以降はFRBの引き締め強化観測の高まりやウクライナ危機を受けて2月24日には32,272ドルの安値を付けましたが、当期末は値を戻し、前期末比5.1%高の34,678ドルとなりました。

外国為替市場では、米国金利の上昇を背景にドルは強含みとなりました。 ドル円は、じり安歩調ながらも落ち着いた動きでしたが、金利差拡大などを 手掛かりに急激な円安となりました。当期末はドル円が1ドル=122.39円と 6年3か月ぶりの円安水準、ユーロ円につきましても1ユーロ=136.70円と 4年2か月ぶりの円安水準で終えております。

債券市場では、日本の10年国債利回りは一時0.00%まで低下しましたが、その後は国内外の物価動向や金融政策正常化の動きを反映して上昇圧力が強まり、3月には0.25%を付けました。当期末は日本銀行の買いオペもあり0.21%で終えております。

なお新興国では、地下資源の有無、政策金利、インフレ率、地政学的リスクなど国ごとの状況は異なり、中でもロシアの株価や通貨は乱高下を余儀なくされました。しかし、全体としてみると新興国の通貨はもみ合い、株価は弱含みで推移しました。

こうした環境の中、当社は、お客さまの多様なニーズにお応えするため、「特色ある旬の商品」の提供に努めました。また、株主資本の効率的運用の観点から、積極的な財務運営も行ってまいりました。その結果、当期の業績につきましては、営業収益64億92百万円(前期比72.5%)、純営業収益64億41百万円(同72.5%)、営業利益13億円(同33.2%)、経常利益18億80百万円(同42.8%)、親会社株主に帰属する当期純利益21億17百万円(同68.3%)となりました。

当期における収益等の内訳は次のとおりであります。

受入手数料

「受入手数料」は、19億95百万円(前期比112.3%)となりました。受入 手数料の内訳は次のとおりであります。

(委託手数料)

株券委託手数料は、10億70百万円(同98.1%)を計上し、これに受益証券(上場投資信託)委託手数料を加えた「委託手数料」は、11億6百万円(同97.4%)となりました。

(引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料)

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」は、32百万円(同175.5%)となりました。

(募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料)

「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」は、受益証券(投資信託)の取扱いの増加により、5億94百万円(同147.2%)となりました。

(その他の受入手数料)

主に受益証券(投資信託)の代行手数料からなる「その他の受入手数料」は、2億62百万円(同120.4%)となりました。

商品別の受入手数料の内訳は、次のとおりであります。

			第 78 第 (2020. 4. 1~202		第 79 期 (2021. 4. 1~2022. 3. 31)			
株		券	百万円 1,114	(構成比) (63%)	百万円 (構成比) 1,107 (55%)			
債		券	0	(0)	0 (0)			
受	益 証	券	619	(35)	855 (43)			
そ	0	他	42	(2)	32 (2)			
合	•	計	1,776	(100)	1,995 (100)			

受入手数料の内訳

トレーディング損益

株券等トレーディング損益は、1億32百万円の利益(前期比141.9%)、債券等トレーディング損益は、32億82百万円の利益(同53.6%)、為替のデリバティブ取引を中心としたその他のトレーディング損益は、3億84百万円の損失(前期は1億91百万円の損失)となりました。この結果、「トレーディング損益」は、30億30百万円の利益(前期比50.3%)となりました。

金融収支

金融収益14億47百万円 (前期比128.5%) から金融費用51百万円 (同78.7%) を差し引いた「金融収支」は、13億96百万円 (同131.5%) となりました。

販売費 · 一般管理費

「販売費・一般管理費」は、51億40百万円(前期比103.4%)となりました。

営業外損益

営業外収益は、受取配当金等合計で7億44百万円(前期比107.2%)を、一方、営業外費用は、為替差損等合計で1億64百万円(同77.7%)を計上いたしました。この結果、「営業外損益」は、5億80百万円の利益(同120.2%)となりました。

特別損益

特別利益は、投資有価証券売却益等合計で14億29百万円(前期は1億18百万円)を、一方、特別損失は、投資有価証券評価損等合計で1億92百万円(前期は14百万円)を計上いたしました。この結果、「特別損益」は、12億36百万円の利益(前期は1億3百万円の利益)となりました。

- ② 設備投資の状況 該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行を含む合計11行との間で、総額50億円のシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は20億円であります。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の 状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の企業集団の財産及び損益の状況

第70期

項目	第76期 (2018. 4.1~ 2019. 3.31)	第77期 (2019. 4 . 1 ~ 2020. 3 . 31)	第78期 (2020. 4 . 1 ~ 2021. 3 . 31)	第79期 (2021. 4. 1~ 2022. 3.31)
営 業 収 益	6, 485	3, 670	8, 948	6, 492
(うち受入手数料)	(1, 882)	(1, 401)	(1, 776)	(1, 995)
経常利益又は経常損 失(△)	1, 685	△746	4, 395	1,880
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	1, 680	△560	3, 101	2, 117
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失(△)	52. 69円	△17. 56円	97. 23円	66. 38円
総 資 産	67, 898	68, 471	77, 861	71, 796
純 資 産	45, 805	42, 749	46, 264	46, 106
1株当たり純資産額	1, 435. 55円	1, 339. 78円	1,449.94円	1,444.99円

- (注) 1. 第78期より表示方法の変更を行っており、第77期の営業収益の金額については、当該表示方法の変更を反映した組替え後の金額となっております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会	社	名	所	在	地	資本金	当社の議決権比率	事	業	内	容
株式会社	牡FEイン	ベスト	東京	都中	央区	100百万円	99%	金 码 投		品取名	引業 業
極東プ	ロパティ株	式会社	東京	都中	央区	10	100	不	動	産	業
株式会社	極東証券経済	斉研究所	東京	都中	央区	20	100	調 3	 •	研多	光業

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社のうち、株式会社 F E インベスト及び極東プロパティ株式会社の 2 社であります。

(4) 経営の基本方針・戦略及び対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社及びグループ会社(以下「当社グループ」という。)は、創立以来、「信は萬事の基と為す」を経営の基本理念として、信頼を原点としたFace to Face (お客さまとの対面での直接対話型)のビジネスモデルと健全経営による安定的成長確保を経営の基本方針としております。この基本方針を堅持しながら、当社グループしか提供できない商品やサービスの独自性を追求してまいります。これらの事業活動を通じて、お客さまを含め国民全体の資産形成に資することで社会全体に付加価値をもたらし、ひいては、国民経済全体の発展に貢献することを念頭に置きながら、持続可能な事業を展開することに努めてまいります。

当社グループは、自らが採択した「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づき、お客さまの立場に立って、親切・丁寧な対応を心がけるとともに、お客さまの利益を最優先に考え、それぞれのニーズにあった商品やサービスを提供してまいります。

また、株主資本の効率的な運用という観点から、当社グループを取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、適切なリスク管理の下、新しい収益分野や投資対象への取り組みを推進し、収益力の向上と収益源の多様化を図ってまいります。

(注) グループ会社は、当社の子会社「株式会社FEインベスト(連結)、極東プロパティ株式会社(連結)、株式会社極東証券経済研究所(非連結)」の3社であります。

② 中長期の基本戦略

イ. 基本的な考え方

当社グループは、経営の基本理念に則り、独自のビジネスモデルを堅持し持続的な成長を目指してまいります。そのため、当社グループは、以下に掲げるサステナビリティ基本方針に基づき、全てのステークホルダーをこれまで以上に意識しつつ、当社グループの企業価値の向上及び金融・資本市場を通した持続可能性への貢献を行ってまいります。

更に、東京証券取引所プライム市場上場企業として、より高い水準のコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

【サステナビリティ基本方針】

極東証券株式会社は、企業理念に基づき、金融商品取引業者としての事業を通して、サステナビリティ(持続可能性)の向上に取り組んでまいります。

当社理念

「信は萬事の基と為す」との理念に基づき、将来にわたって、社会から信頼されるとともに必要とされる企業を目指します。

企業価値の向上

金融商品取引業を通して、真に必要とされる金融商品・サービスを提供することにより、当社の持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

資本市場を通した 持続可能性への貢献

金融商品取引業者として資本 市場の発展に寄与し、ひいて は社会・環境の持続可能性向 上に貢献してまいります。 ロ. Face to Faceのビジネスモデルを通した企業価値の向上

当社グループを取り巻く競争環境は更に厳しくなるという認識の下、オンライン証券会社や他の中堅証券会社との差別化を図るため、お客さまとの直接対話を行う対面による営業スタイルを堅持いたします。更には、その営業スタイルの質的な向上を図るとともに、他社では提供できない多様な商品を取りそろえ、マーケット変化を捉えた機動的な運用提案を行うことで、お客さまの満足度を高め、信頼を獲得してまいります。お客さまと当社との強固な信頼関係こそが、当社グループ独自の企業価値であります。こうした当社グループ独自のビジネスモデルを強化することで、厳しい競争環境下においても、当社グループの持続可能な事業展開が可能になると考えております。

ハ. 当社グループ独自の企業価値を生かした持続可能性への貢献

当社グループは、ESG要素を含む中長期的な社会全体の持続可能性の向上に貢献するため、金融・資本市場の一層の機能強化に資することや、事業以外の分野における社会貢献活動に積極的に参画してまいります。具体的には、当社グループ独自の商品やサービスの提供により、国民の資産形成を促進することで、社会全体に付加価値を生み出し、国民経済全体の発展に貢献してまいります。また、様々なステークホルダーに貢献するために、地球温暖化や気候変動等の環境問題、全ての役職員にとって働きやすい職場環境を確保する等の働き方改革、金融リテラシー向上に貢献するための金融教育及び地域社会の発展について積極的に取り組んでまいります。

③ 対処すべき課題

イ. 独自のビジネスモデルの追求

当社グループの直接対話型のビジネスモデルを堅持し、事業を持続的に発展させるためには、お客さま満足度の向上を目指す必要があると考えております。そのため、お客さまへの分かり易く、親切、丁寧な対応に努め、特色ある旬の商品を引き続き提供してまいります。また、営業活動をサポートするツールの導入や満足度調査を積極的に行ってまいります。

当社グループの収益の中心は、上記の直接対話型のビジネスから得られる手数料収入等でありますが、これらは市場環境の変化の影響を大きく受けやすいものとなっております。当社グループは、株主資本の効率的・積極的運用により、手数料収入以外の収益源を確保し、当社グループの収益力を強化するために、有望な商品や投資分野の開拓に努めてまいります。

ロ. コンプライアンス及びリスク管理体制の強化

当社グループは「お客さま本位の業務運営に関する方針」を徹底し、役職員全員がより高い倫理観に基づいて業務を遂行してまいります。

また、管理すべきリスクが多様化する現状に鑑み、新たに認識されたリスクや今後発生すると予想されるリスクを的確に把握し、それに対する対応策などを早期に策定するために、2022年4月1日にリスク管理委員会を設置いたしました。同委員会を通じリスク管理の更なる強化を図ってまいります。

ハ. 人材の多様性及び人的資本への投資

当社グループは、今後の環境変化に柔軟に対応し、持続的な成長を図るためには、中核人材の登用等において、様々な経験・技能・属性を有する人材を確保することが重要と考えております。中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成と社内環境整備を行ってまいります。

また、当社の企業価値を他社と差別化している知的財産は、「お客さまからの信頼」というブランドと「特色ある旬の商品の提供」というノウハウであり、その基盤は営業部門や事務部門の専門人材であると考えております。そのため、当社においては人的資本への投資を積極的に行ってまいります。この人的資本への投資が、最終的にはお客さまの利益最大化につながると考えております。

ニ. 社会への貢献

当社グループは、本来の事業以外の分野においても、社会に貢献することが、当社の企業価値向上にもつながるものと考えております。そのため、国民全体の金融リテラシー向上のみならず、質の高い教育や研究を発展させる目的で、学術活動や教育分野への支援を積極的に行ってまいります。また多様な価値観のもと豊かな社会を築いていくために、メセナ活動の一環として文化、芸術活動への協賛を行ってまいります。

ホ. 持続可能な地球環境への対応

気候変動対策や脱炭素化に向けた世界的な動きに対応するため、中長期的観点から、お客さまのESG投資に係るニーズを的確に把握し、それらのニーズに適った金融商品の提供を検討してまいります。併せて、脱炭素社会に向けて推進される代替エネルギーの開発など有望分野への自己資金による投資について積極的に取り組んでまいります。

また、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)のフレームワークを用いて、気候変動が当社グループの事業活動に与えるリスク及び機会を充分に分析し、そのうえで気候変動に係るビジネス戦略を策定し、当社グループ及び社会の持続的な発展につなげてまいります。

(5) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社グループは、有価証券の売買等及び売買等の受託、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等を主たる業務としております。

当社グループの事業内容は次のとおりであります。

① 金融商品取引業

- イ. 極東証券株式会社は、国内において第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。
- ロ. 株式会社FEインベストは、国内において第二種金融商品取引業を営んでおり、同社が組成する投資ファンドの運営・管理を行っております。
- ② 投資業

株式会社FEインベストは、自己資金を利用して、主に長期投資による安定的収益の確保を目的とした投資業を行っております。

③ 不動産業

極東プロパティ株式会社は、不動産業を営み、主として極東証券株式会社の本支店の店舗等を賃貸しております。

④ 調查·研究業

株式会社極東証券経済研究所は、主として極東証券株式会社の委託に基づき、国内外における経済、金融証券市場の調査・研究業を営んでおります。

(6) 主要な営業所(2022年3月31日現在)

- ① 本店 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号
- ② 支店 8店舗

区 分	店舗数	店舗名
東京都	5	大手センタービル支店、霞が関ビル支店、 新宿支店、新小岩支店、蒲田支店
神奈川県	1	平塚支店
愛知県	1	名古屋支店
大 阪 府	1	大阪支店

(7) **使用人の状況** (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減
	247	7名		3名増

(注) 使用人数は就業員数であり、うち嘱託社員は8名であります。

② 当社の使用人の状況

使	え 用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均	勤続	年	数
	23	7名		3名増		42.	5歳			15. 7年	Ē	

(注) 使用人数は就業員数であり、うち嘱託社員は7名であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入	先	借	入	額
株式会社三井住	友 銀 行		3,	000百万円
株式会社七十	七銀行		2,	456
三井住友信託銀行村	朱式会社		2,	164

(注)上記の借入先からの借入金のほかに、主な借入金としてコールマネー1,000百万円があります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項(2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 130,000,000株

② 発行済株式の総数

32,779,000株

③ 株主数

9,766名

④ 大株主(上位10名)

株	主		4	各	持	株	数	持	株	比	率
日本マスタ	ートラスト信託	銀行株式会	社(信託	口)		3, 430	千株	10. 75			5%
有 限	会 社	み	つ	る		2, 640				8. 28	3
株式	会 社 七	+ -	七 銀	行		1,616				5. 07	7
株式	会 社 三	井住	友 銀	行		1, 523				4. 78	3
三井住	友信託会	銀行株	式会	社		1, 491				4.67	7
菊	池	廣		之		981				3.08	3
菊	池	_		広		967				3.03	3
菊	池	基		之		875	·			2. 74	1
株式会社	日本カストラ	ディ銀行	(信託)])		858				2. 69	9
高	野	満	美	恵		730	·			2. 29	9

- (注) 1. 当社は、自己株式877,531株を保有しておりますが、上記からは除外しており、持 株比率も控除して計算しております。
 - 2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第3位を四捨五入して、それぞれ 表示しております。
 - ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 該当事項はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況(2022年3月31日現在)

氏			名		地位	及 で	ブ担	当		重要な兼職の状況
菊	池	廣	之	代	表 取	締	役	会	曼	極東プロパティ株式会社代表取締役社長
菊	池	_	広	代	表 取	締	役	社	長	
後	藤	昌	弘	取営	締 役 専業	本	執	-	員長	
茅	沼	俊	三	取企	締 役 専 画 管	· 務 理	執 本		員長	
堀	JII	健议	欠郎	取		締		1	殳	
吉	野	貞	雄	取		締		1	殳	
菅	谷	貴	子	取		締		í	艾	弁護士(山田・尾崎法律事務所) 株式会社フェイス社外監査役 ライオン株式会社社外取締役
宮	内	誠	治	常	勤	監	査	í	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	株式会社FEインベスト監査役 極東プロパティ株式会社監査役
安	村	和	洋	常	勤	監	査	í	殳	株式会社極東証券経済研究所監査役
津	或	伸	郎	監		查		î		日新商事株式会社社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役堀川健次郎氏、取締役吉野貞雄氏及び取締役菅谷貴子氏は、社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役安村和洋氏及び監査役津國伸郎氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役堀川健次郎氏、取締役吉野貞雄氏、取締役菅谷貴子氏、常勤監査役 安村和洋氏及び監査役津國伸郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として 指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 当社は、独立社外取締役の選任基準を以下のとおり定めております。
 - ① 会社法で定める社外取締役の要件を満たしていること。
 - ② 東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと。
 - ③ 当社の取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保でき、取締役会への出席率が80%以上であること。
 - ④ 当社の社外取締役を務める期間が10年を超えないこと。
 - ⑤ 他の会社の役員等との兼任が当社を含め5社以内であること。
 - ⑥ 豊富な経験及び知識を有しており、経営全般について大局的な意見及び助言を 行うことができること。

- ② 補償契約の内容の概要等該当事項はありません。
- ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等該当事項はありません。
- ④ 取締役及び監査役の報酬等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の企業価値の持続的向上を図るため、取締役の経験や職責を踏まえ、かつ、当社への貢献度や当社の業績を反映したものとすることを基本方針とし、定期同額報酬と業績連動報酬を構成要素とする。なお、社外取締役については、その職務に鑑み、定期同額報酬のみを支払うこととする。

- ロ. 定期同額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 定期同額報酬は、役位、職位、在任年数に応じ、当社への貢献度も勘案 した額を、月例の固定報酬として支払うこととする。
- ハ. 業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、金銭報酬とし、連結経常利益及び単体の特別損益の額を業績指標とし、それぞれの額の一定割合を合計したものを支払い原資として、取締役個人の担当部門の業績及び評価に基づき配分し、毎年一定時期に支払うこととする。

二. 定期同額報酬の額又は業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役(社外取締役を除く。)の種類別の報酬割合については、個人別の報酬総額に対する一定の割合は予め定めず、各事業年度の業績指標の変動等に応じて、業績連動報酬の額及び定期同額報酬と業績連動報酬の割合が変動するものとする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の定期同額報酬の額及び各取締役(社外取締役を除く。)の担当業務の状況を踏まえた業績連動報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に対し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の適用方法の妥当性について諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定しなければならないこととする。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額

	報酬等の総額	報酬等の種	類別の総額	(百万円)	対象となる
役員区分	報酬寺の総領 (百万円)	定期同額	業績連動	非金銭	役員の員数
	(日刀口)	報酬	報酬等	報酬等	(名)
取締役	319	291	28		7
(うち社外取締役)	(27)	(27)	(-)	_	(3)
監査役	38	38			3
(うち社外監査役)	(21)	(21)	_	_	(2)
合計	357	329	28	_	10

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 当事業年度における業績連動報酬 (未払役員賞与) の総額は28百万円 (取締役4名 に対し28百万円) であり、上記の支給額に含まれております。
 - 3. 業績連動報酬に係る指標は、連結経常利益及び単体の特別損益の額としております。連結経常利益は、当社グループ全体の業績を最も明確に表す指標であり、単体の特別損益は、金融商品取引業者である当社自身が自己資本の効率的な運用を行った結果について最も明確に表す指標であることから、これらの指標を選択しております。なお、当事業年度における連結経常利益の額は1,880百万円、単体の特別損益の額は1,172百万円であります。
 - 4. 取締役の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第77回定時株主総会において年額550百万円以内(うち社外取締役分36百万円以内、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名(うち社外取締役3名)となります。

- 5. 監査役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第63回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。なお、監査役の報酬は、株主総会で決議いただきました報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により支給しております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名となります。
- 6. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、取締役会の決議に基づき代表取締役 社長である菊池一広氏が定期同額報酬及び業績連動報酬に係る報酬の決定について 委任を受け決定することとしております。決定についての委任理由は、当社への貢 献度や当社の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表 取締役社長が適していると判断したためであります。
- ⑥ 社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との 関係

地位	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
取締役	菅谷貴子	弁護士(山田・尾﨑法律事務所) 株式会社フェイス社外監査役 ライオン株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
常勤監査役	安村和洋	株式会社極東証券経済研究所監査役	当社は、同社との間に投資レポートの作成等、調査・研究業務の委託の取引関係があります。
監査役	津 國 伸 郎	日新商事株式会社社外取締役(監査等委員)	特別の関係はありません。

⑦ 社外役員の当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会への出席状況

							取	締	役	会	^	の	出	席	状	況	出席率
取	締	役	堀	Ш	健心	欠郎			20	回開	催□	Þ20∣	回出	席			100%
取	締	役	吉	野	貞	雄			20	回開	催口	Þ20l	回出	席			100
取	締	役	菅	谷	貴	子			20	回開	催□	Þ17∣	回出	席			85

- (注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。
 - ロ. 取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役堀川健次郎氏は、全ての取締役会に出席し、企業経営者としての 豊富な経験と金融資本市場に関する深い知見に基づいて積極的に意見を述 べており、経営陣に対して客観的な立場から監督、助言等を行っておりま す。

取締役吉野貞雄氏は、全ての取締役会に出席し、企業経営者としての豊富な経験と金融資本市場に関する深い知見に基づいて積極的に意見を述べており、経営陣に対して客観的な立場から監督、助言等を行っております。

取締役菅谷貴子氏は、取締役会20回のうち17回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づいて積極的に意見を述べており、経営陣に対して客観的な立場から監督、助言等を行っております。

ハ. 取締役会及び監査役会への出席状況

					取締役会及	取締役会及び監査役会への出席状況						
常勤監査役	安	村	和	洋	取締役会	20回開催中20回出席	100%					
市到監査仪	女	小刀	小 口	(+	監査役会	12回開催中12回出席	100					
監査役		國	伸	郎	取締役会	20回開催中20回出席	100					
血血化	件	凶	1111	(IA	監査役会	12回開催中12回出席	100					

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

ニ. 取締役会における発言状況

常勤監査役安村和洋氏は、全ての取締役会に出席し、報告事項や決議事項に適宜質問するとともに、経営に対する客観性や中立性を重視した発言を行っております。

監査役津國伸郎氏は、全ての取締役会に出席し、報告事項や決議事項に 適宜質問するとともに、経営に対する客観性や中立性を重視した発言を行っております。

ホ. 監査役会における発言状況

常勤監査役安村和洋氏は、全ての監査役会に出席し、監査業務全般について客観性や中立性を重視した発言を行っております。

監査役津國伸郎氏は、全ての監査役会に出席し、監査業務について客観性や中立性を重視した発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

東陽監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		;	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額		;	36

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - ③ 非監査業務の内容 顧客資産の分別管理に関する保証業務等を委託しております。
 - ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があ ると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関 する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。
- ⑥ 補償契約の内容の概要等 該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値向上の一環として、株主の皆さまに対し積極的な利益還元を図ることを経営の重要な政策の一つとしており、配当につきましては、連結配当性向50%以上及び連結純資産配当率(DOE) 2%以上の両基準で算出した数値のいずれか高い金額を基準とし、当社の自己資本の水準及び中長期的な業績動向並びに株価等を総合的に判断し決定する旨を基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回の配当を基本方針とし、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、上記の連結配当性向基準を採用し、2022年4月27日開催の取締役会において1株当たり20円(既に実施済みの中間配当20円と合わせ年間40円)の配当の決議をしております。

なお、直前3事業年度における剰余金の配当推移は以下のとおりであります。

	項	目		第76期 (2018. 4. 1~ 2019. 3.31)	第77期 (2019. 4 . 1 ~ 2020. 3 . 31)	第78期 (2020. 4.1~ 2021. 3.31)	第79期 (2021. 4. 1~ 2022. 3.31)
中	間	配	当	30円	15円	20円	20円
期	末	配	当	15	15	30	20
年	間	配	当	45	30	50	40

<u>連 結 貸 借 対 照 表</u> (2022年3月31日現在)

資		÷	の	部			負		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0)		部
科	/-=	<u>.</u>		金	額	科			<u> </u>		金	額
流動	 b 資				52, 236	流	動	負				23, 644
現現	· 金·	預	金		20, 445	<u>۱</u>			ング商	品		261
預	託	*/*	金		13, 176	デ	リバ	テァ	ィブ取	引		261
トレ	ーディン	グ 商	品		13, 530	信	用	取	引負	債		389
商	品 有 価	証 券	等		13, 512	信	,	取引	借入	金		90
デリ	J バ テ ィ	ブ取	引		18	信		引貸証				299
	臣 見 返		定		859	預	/13 -04	b)		金		12, 636
信月		資	産		2, 794	受	入	保	証	金		623
	用 取 引	貸付	金		2,616	有個			入未了勘			5
	取引借証	券 担 保	金		177	短短	期	借	入入	金		8, 850
立畑	替 * 1	保 証	金		1	前	- 791 受		収	益		0,000
短期短	差 入 貸	保	金金		391 0	未		払	-12	金		44
前	カ 貝 払	1.0	金		61	未	払		費	用		70
前	•	費	用		36	未	払		人税	等		383
未		入	金		778	賞	与	引	当	金		208
未		収	益		163	そ	の他	の流		債		170
その	他の流	動資	産		11	固	定	負	債	154		2, 032
貸	倒 引	当	金		$\triangle 14$	長	期	借	入	金		1,500
固定		産			19, 560	長	期	未	払	金		429
	形 固 定	資	産		1, 909	繰	延		金負	債		26
建	VII	I.4n	物		445				係る負	倩		76
車	両 運	搬	具		0			の準備		I,Q		14
器 土	具 •	備	品地		297 1, 167	金属			, 业 責 任 準 備	· &		14
無折	ド 固 定	資	産		1, 167				ョ ユ 平 畑 第46条の5			14
- ***			圧ア		41	負	債		カェ0 未 の 6 計			25. 690
電	話加	入	権		22	只	純		産		の	部
投資	その他	の資	産		17, 585	科	小 也	具			金	額
投	資 有 個	話 証	券		16, 541	株	主		本		717	46, 481
関	係 会 社	上 株	式		47	資		本	ተ	金		5, 251
出	資		金		1	資	本	乗	余	金		4, 774
	内 長 期	貸付	金		1	利	益	剰	余	金		37, 318
	期差入	保証	金		421	自			株	立式		△863
長	期前担		用		2		の包括			14		△384
	践給付に付 延 税 金	係る資	産産		419 7				評価差額	5 全		△384
繰 そ ・	延 祝 st の 他 の	資投資	等		214	非支	配株	山 証 分 主 持		4 .ZIZ		△364 9
貸	倒 引	女 身	金		△71	<u>非 又</u>	資	産	 合 計	-		46. 106
資	産合				71, 796	負	 債 ・	純資	産合計			71, 796
只	/± □	, pl			71, 700	只	凤	rrt 貝	또 ㅁ 미			11, 130

連結損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

		科										目			内 訳	金	額	
営					業				収	!				益				6, 492
į	受			入			手				数			料	1, 995			
	1	レ	/		,	デ	イ		ン		グ	損	Į	益	3, 030			
	金				融				1[又				益	1, 447			
	そ	(カ	H	łı,	0)	崖		業		収		入	19			
金					融				費					用				51
純				営			業			Ц	又			益				6, 441
販		売		費			_		般	î	管	理	1	費				5, 140
]	取			引			関	j		,	係			費	554			
	人						件	1						費	3, 119			
;	不		ij	動		産			関		仔	系		費	522			
	事						矜							費	561			
	减			価			償			:	却			費	87			
	租				税				1					課	161			
	貸	f	到	3		7	á	金		繰		入		額	5			
	そ						0))						他	128			
営					業				利					益				1, 300
営				業			外			Ц	又			益				744
営				業			外			1	費			用				164
経					常				利					益				1, 880
特					別				利					益				1, 429
	投	資		有		価	証	-	券		売	去	[]	益	1, 415			
	投	資	ť	有		価	証	-	券	,	償	逻	<u>=</u>	益	13			
特					別				損	į				失				192
	投	資		有	,	価	証		券		売	去		損	0			
	投	資		有		価	証	-	券		評	征		損	128			
	投	資		有		価	証		券		償	遏		損	20			
	関	俘	Ę	会	,	社	株	ŧ	式	i	評	佂	Б	損	36			
	减				損				拊					失	5			
	古		定		資		産	Ē	ラ	Ē		却		損	0			
	古		定		資		産		ß	余		却		損	1			
	金	融	商	品	取	引	責	任	準	備	金	繰	入	れ	0			
税		金	等	調		整	前			期	純		利	益				3, 117
法		人	税	`	住	E		税	及	び	- 4		業	税				956
法)	L.		税		等		調			整		額				42
当				期			純				削			益				2, 117
非	支		棋		に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益				0
親	全	È 社	梢	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益				2, 117

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

				株	主	資	本	
	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	金自	己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高		5,	251	4, 774	36, 79)6	△863	45, 958
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当					△1,59)5		△1,595
親会社株主に帰属する 当期純利益					2, 11	.7		2, 117
自己株式の取得							$\triangle 0$	△0
株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 変 動 額 (純 額)								
当連結会計年度変動額合計			_	_	52	22	△0	522
当連結会計年度末残高		5,	251	4,774	37, 31	.8	△863	46, 481

			·	
	その他の包括	舌利 益 累 計 額		
	その他有価証券評価 差額金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当連結会計年度期首残高	296	296	8	46, 264
当連結会計年度変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1, 595
親会社株主に帰属する 当期純利益				2, 117
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	△680	△680	0	△680
当連結会計年度変動額合計	△680	△680	0	△157
当連結会計年度末残高	△384	△384	9	46, 106

<u>貸</u>借対照表 (2022年3月31日現在)

資產	の部	負 債 の	容
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	51, 10	流 動 負 債	23, 597
	全 19,33	トレーディング商品	261
預 託	全 13, 17	デリバティブ取引	261
トレーディング商	品 13,53	信用取引負債	389
商品有価証券	等 13,51	信用取引借入金	90
デリバティブ取	3 1	信用取引貸証券受入金	299
約 定 見 返 勘	主 85	預 り 金	12, 635
信用取引資	至 2,79	受 入 保 証 金	623
	全 2,61	有価証券等受入未了勘定	5
	全 17	短 期 借 入 金	8,850
	立	未 払 金	40
	全 39	未 払 費 用	74
	全 2	未 払 法 人 税 等	344
前払	金 6	賞 与 引 当 金	202
前 払 費	Ħ 1	その他の流動負債	170
未 収 入	金 77	固 定 負 債	2, 029
	益 16	長 期 借 入 金	1,500
	生	長 期 未 払 金	429
貸 倒 引 当	金 △1	繰 延 税 金 負 債	25
固 定 資 産	16, 71	退職給付引当金	74
l .	至 54	特別法上の準備金	14
建	勿 21	金融商品取引責任準備金	14
車 両 運 搬	1	(金融商品取引法第46条の5)	
器 具 ・ 備	品 28	負 債 合 計	25, 640
土	也 5	7.0	の部
	奎 6	科目	金額
ソフトウエ	P 4	株 主 資 本	42, 432
電 話 加 入	在 2	資 本 金	5, 251
投資その他の資	至 16, 10	資 本 剰 余 金	4, 774
	条 14, 35	資 本 準 備 金	4, 774
関係 会社 株	大 62	利 益 剰 余 金	33, 269
	金	利 益 準 備 金	641
	全 14	その他利益剰余金	32, 628
社 内 長 期 貸 付	金	別 途 積 立 金	16, 271
	全 41	繰越利益剰余金	16, 357
	Ħ	自 己 株 式	△863
	∄ 41	評価・換算差額等	△245
その他の投資	等 21	その他有価証券評価差額金	△245
	£ △7	純 資 産 合 計	42, 186
資 産 合 計	67, 82	負 債 ・ 純 資 産 合 計	67, 826

損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

	科						目		内 訳	金	額
営		弟	ŧ		収			益			6, 473
受		入		手		数		料	1, 995		
h	ν	<u> </u>	デ	1	ン	グ	損	益	3, 030		İ
金			融		収			益	1, 447		
金		鬲	虫		費			用			51
純		営		業		収		益			6, 421
販	売	費		_	般	管	理	費			5, 158
取		引		関		係		費	559		
人				件				費	3,002		
不	į	動	産		関	1	系	費	645		
事				務				費	605		
減		価		償		却		費	68		
租			税		公			課	150		
貸	倒	引	当	金	Ž	繰	入	額	6		I
そ				の				他	119		
営		牚	É		利			益			1, 263
営		業		外		収		益			698
営		業		外		費		用			164
経		常			利			益			1, 797
特		另			利			益			1, 337
投	資	有	価	証	券	売	却	益	1, 323		
投	資	有	価	証	券	償	還	益	13		
特		另	IJ		損			失			165
投	資	有	価	証	券	売	却	損	0		
投	資	有	価	証	券	評	価	損	128		
投	資	有	価	証	券	償	還	損	20		
関	係	会	社	株	式	評	価	損	14		
固	定		資	産	除		却	損	1		
金	融商	品取		責 任	準が		繰入		0		
税	引	前	当	期		純	利	益			2, 969
法	人 税		住 民		及	び	事 業	税			899
法	人	利	ž	等	調		整	額			44
当		期		純		利		益			2, 025

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

			株	主		資	本		
		資本剰	割余金	利	益 秉	1 余	金		
	資本金		資本剰余金		その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 計
		資本準備金	合計	利益準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	合計		合 計
当 期 首 残 高	5, 251	4, 774	4, 774	641	16, 271	15, 927	32, 839	△863	42, 002
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△1, 595	△1, 595		△1,595
当 期 純 利 益						2, 025	2, 025		2, 025
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	_	430	430	△0	430
当 期 末 残 高	5, 251	4, 774	4, 774	641	16, 271	16, 357	33, 269	△863	42, 432

	評	価	•	換	算	差	額	等							
	その他有価証	E券評	価差	額金	評差	価額	• 等		換 合	算 計	純	資	産	合	計
当 期 首 残 高				419					4	119				4	42, 422
当 期 変 動 額															
剰余金の配当														Δ	1, 595
当期純利益															2,025
自己株式の取得															△0
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)				△665					△6	665					△665
当期変動額合計				△665					Δ6	665					△235
当 期 末 残 高				△245					Δ2	245				4	42, 186

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

極 東 証 券 株 式 会 社 取締役会 御中

東陽監査法人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、極東証券株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、極東証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正 又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書 において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、 不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用 者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表 示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われ た会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、 また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事 象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提 に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記 事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適 切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、 監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基 準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

極 東 証 券 株 式 会 社 取締役会 御中

東陽監査法人東京事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、極東証券株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表 示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の 表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示して いるかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部 統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、 財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 3. 後発事象 特に記載すべき重要な後発事象はありません。

2022年5月16日

極東証券株式会社 監査役会 常勤監査役 宮 内 誠 治師 常勤監査役 安 村 和 洋師 監 香 役 津 國 伸 郎師

(注) 監査役安村和洋及び津國伸郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ	T	

メ	モ

メ	モ

አ	モ

አ	T	

メ	ŧ	

メ	ŧ	

NAVITIME

出発地から 株主総会会場まで <u>スマホ</u>がご案内します。



スマートフォンで 読み取りください

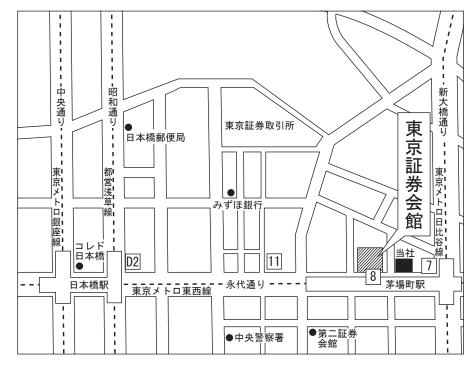
- ●乗り換え検索
- ●駅出入口まで分かる
- ●最寄駅からナビ誘導



株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号東京証券会館9階会議室

電話:03-3667-9210



[最寄駅]

地下鉄(東京メトロ)日比谷線・東西線 茅場町駅

「8番出口」直結

(都営) 浅草線 日本橋駅

「D2出口」徒歩5分

※株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産は とりやめとさせていただいております。

<u>何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。</u>

本紙は、環境に配慮した印刷用紙とベジタブルオイルインキを使用しております。